

坂水給発第173号
令和8年3月6日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 小川 尋海
(公印省略)

水道企業団窓口における小切手の取扱いについて（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、政府の小切手全面電子化の方針を受け、小切手を利用して水道企業団窓口における加入金及び手数料等を納付することができなくなります。急なことではありますが令和8年3月27日をもって小切手の取扱いが終了となります。現金に関しては、水道企業団窓口で引き続き取扱いをいたします。

つきましては、現在の納付書・納入通知書兼領収書は、様式を変更し領収済通知書・領収済通知書（控え）・納付書兼領収書の3連ミシン目となります。令和8年4月1日から新様式で水道企業団の窓口以外に取扱銀行でも納付することができます。ただし、申請書に企業団窓口の領収印は必須とし、取りまとめ銀行からの報告に数日を要するため検査前に入金の確認ができないものは検査を受付しないものとします。押印については、検査前に給水担当の窓口にて日付を確認してからとなります。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954